

いわき市農業委員会第8回総会議事録

1 開催日時

令和4年1月21日（金） 10時00分から11時45分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（33人）

(1) 農業委員（23人）

1	木	田	テイ子					21	新	妻	公	二
2	四	家	誠	12	生田目	祥	明	22	大	竹	公	治
3	志	賀	幸	13	菅	野	綾	23	木	幡	仁	一
4	草	野	庄一	14	石	井	英毅	24	蛭	田	元	起
5	田	子	耕一	15	新	妻	信夫					
6	藁	谷	昭夫	16	平	田	敬一					
7	遠	藤	重和	17	箱	崎	寿正					
8	佐	川	良平	18	鈴	木	義直					
9	油	座	盛明	19	中	根	まり子					
10	岡	村	泰典	20	坂	本	和徳					

(2) 事務局（10人）

太	清	光	事務局長		
草	野	浩	平	主任主査兼農政振興係長	
小	川	仁	一	主任主査兼農地調査係長	
府	川	将	人	農地審査係長	
鈴	木	昌	則	農地審査係	主査
福	田	幸	士	農地審査係	主査
坂	本	壮	示	農地審査係	主査
吉	田	早	苗	農政振興係	主査
金	成	聡	司	農政振興係	主査
西	山		諒	農地調査係	事務主任

4 欠席者（1人）

11 鈴木 理

5 会議の概要

事務局 (草野係長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第8回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。 初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○第8回総会議案書 ○許可申請に係る意見及び決定理由書 ○現地調査位置図 【資料1】農地法第51条第1項に関する事案について 【資料2-1】農業者年金加入推進後期活動について 【資料2-2】農業者年金加入状況・受給状況内訳 【資料3】第2回いわき市農地利用最適化推進委員各地区審議会の開催中止について（通知） 【資料4-1】農業委員会業務見直し（案）に係る意見（集計） 【資料4-2】「農業委員会の業務見直し（案）」に係る意見 ○令和4年農作業労働賃金標準額 以上、10点です。 いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に替えさせていただきます。 それでは、議席番号5番の田子耕一委員、お願い致します。 皆様、御起立の上、黙読ください。
5 番 田子委員	-いわき市農業委員会憲章朗読-
事務局 (草野係長)	ありがとうございました。 皆様、御着席ください。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。
草野会長	皆さん、おはようございます。 いわき市農業委員会第8回の開催にあたり挨拶申し上げます。 まずは2022年、令和4年、明けましておめでとうございます。 年明けて初めての総会になるわけですが、一言御挨拶申し上げます。

す。

皆様には農閑期と言え何かとお忙しい中御参集、本当に御苦労様でございます。

私もそろそろ、新年になって回り始めた農業委員会だよりの御挨拶にもちょっと述べたように、昨年もコロナ禍で始まってコロナ禍で残念ながら終わったという挨拶で始まったのですが、今年も残念ながらコロナ禍、本当に一時の減少の1ヶ月ぐらいだったかな。

11月に入って若干後感染者が減ってきて、11月中から12月の中ぐらいまでかな。

オミクロンが出てくるほんの一時、これしかなかったなあと、あの時は、この第6波云々という話題もありましたが、個人としては、まず、そういうことは願いたくない、思いたくもないということでしたのですが、このような状態になってしまいました。

オミクロンの話は新聞紙上でね、話題になってますんで、あまり取り上げたくはないんですが、本当に、昨日あたりの感染者数だと過去最高、いわきが29人で、全体的に福島県が100人を超えたと、これまたやはりこれより増えるなと思ってしまいます。

県内で、累計でもう1万人を超しているというのはね、こういう状況から、ただ重症者が少ないにしても、インフルエンザ等々同じだと言う方もおりますが、やはりそれではない。

やはりピークになれば当然下がってくるんですが、それまでの間は、やはり本当に個人的に注意をするしかない。

基本的には3密をまず原則的には回避するというのであればね、何とか減少に繋がるのかなと思っています。

私、昨年、前回も申したと思うんですが、本当に一時の隙間を狙って、集落の研修旅行ができたというのが、振り返ればね、あのタイミングしかないな。

やはり駄目だとかね、できないどうしようと、迷っているよりは、やはりここしかない時に、行動に移すということで、集落の営農というね、非常に我々が目指している、事例を見てきて、集落もそういう気になってきた。

そういうことで、研修旅行を行ったのが、11月の20日21日の土日かけてだったのですが、その後の1、2週間の間にオミクロンが出てきてね、こんな状態になった。

先程も年金の話もされましたが、年金についてはね、我々農業委員の仕事だということで、3年前にスタートしましたが、各委員会の事例を見るとほとんどが農業委員と推進委員が実際やっているというのが、もう間違いない事実です。

全国で言うと、北海道などはね、年間70件も取っているという事

草野会長

例もありますし、福島県でもやはり13とか14とか取っているの、
どうしてこういうふう実績が上がるかっていると、当然推進委員、
農業委員がやっています。

プラス、その年金の推進にJAが必ず絡んでるんですよ。

農業委員、推進委員だけでなく、JAと一緒にある。

ということで、私が事務局にいますと、こののうねんという、奇数の
月にね、発行される農業者年金関係の雑誌があるんですが、ここに
加入推進の例としてですね、例えば今回は長野県の山ノ内農業委員
会というところが載ってるんですが、ここの写真を見ると、当然農
業委員の局長もしくは担当者、それから年金を推進する活動部長な
どの農業委員とかね。

そこにJAの担当者が必ず写ってんですよ。

こういう事例があるんだということで、そうですね、3年前から
JA福島さくらのいわき本部に、こういう事例があって、他の委員会
も全部一緒にやってんです。

以前も一緒にやったでしょう、という話で持ちかけるんだけど、
ある担当課長に問い合わせると、あんまりメリットない、という話
が出てくんですよ。

これメリットとかデメリットじゃなくて、これは、JAにメリット
があるんじゃないくて、基本的には農家にメリットがあるものであれ
ば、以前は、推進してたわけなんですから、途中からもうやめまし
たという話で、じゃ、何個かのJA福島さくらでも、郡山や田村もや
ってんだから、何とかって、なかなか門戸を開けなかったんですが、
昨年からやっとな、今、組織事業部っていうところなんです、そち
らの部長かな、この前の研修のときに一緒に出てもらって、研修受
けていただきました。

その部署が関与するかどうかは別として、昨日の電話で言わせて
いただいて、農業委員会も非常に努力しながら、今までゼロだった
けども、年間で3件、4件と増えつつあるのだということで、これ
から推進委員や農業委員が事例を見つけて、交渉に行くときには、
形だけでもいいから、JAさんから一緒に行ってくれるという人を出
してくれませんかということでお願いした結果、やはりただ私のよ
うな小川の事例があったとすれば、小川の支店関係者から、ライフ
アドバイザーでも誰もいいから一緒に行っただけでも、農家の人は、
信頼が出てくるっていう安心が続く。

こういう効果に繋がるんで、やっとな歩出ました。

いわき市農業委員会でもね、遠野の生田目委員が、実際まず他の
人を勧誘する前に自分はどうかということ、入るかどうか悩
んでいた結果、入ることにしましたということですね。

草野会長

ただそのときでも、生田目委員からの話だと、やはりJAさん前やっていたよね、

なかなかそんな話も聞かないし、メリットがないとかっていう話も聞いてんだという。

私が聞いても全く同じことを、生田目委員も感触で掴んでる点では、やはり行動に出るとね、あれやはり不自然じゃないのという部分がいっぱい出てきます。

だから行動に出ると、だったら一緒にやる方法として動きましょーうと、カモフラージュでもなんでもいいのです。

やはり農家の一番近いに近くにいるJAと一緒に行くっていうのがね、やはり農家の人が安心する。

幸いにも、我々いわき市農業委員会で、農協に一番関わりある女性部の部長である中根委員も、委員として加入してるってことは非常に心強くもあるところがあるんで、今後は情報を共有しながら進めていって、必ず今まで取れなかったのは、対象者がいないんじゃないかと、やっぱり努力が足りなかったのと、そういう連携がうまく取れてなかったという部分があるかたあるからなんですよね。

それをつくづく、我々感じながらうん、今年から一歩二歩、推進委員の協力も得ながら、推進活動を進めると、必ず成果が上がると思います。

まず自分で入ってなければ入れる。

この長野の例なんか見ると、もう自分が入る方が少なくなってきた。

では、奥さんなど女性を狙おうということで、そういうターゲットで動いてるといふ、この良い事例がありますんでね。

これ、隔月で2か月に1回はのうねんという雑誌が出ますので、こういったものをコピーして、これから皆さんにね、周知を図るといふことで、一件でも多く獲得するようにね、我々の任務だ、仕事だといふことで、これから頑張ってもらいたいと思います。

我々、年金の県の推進大会なんてあるんですが、そのときにいつも聞き側に回る。

要するに事例発表で、白河とか福島とか須賀川とかね。

そういう所は、13人とか14人取ってる。

こういう事例をいつも聞かされている意味ではね、非常に残念なんです。

やれば多分できると思います。

10件いかないにしても現時点で3、4件は取ってますんで、これが5件、6件となるのは、そんなに難しい話ではないと思うんで。

ひとつ周りを見渡して、1人でも2人でもね、対象者がいれば、

草野会長

かといってね、行って即決なんて絶対ありません。

これ営業でも何でもそうですけど、もう足繁く通って、要するにあの誠意を伝える。

ただ先ほど金成主査がね、老後2,000万円と言っていましたけれども、この前、朝2,000万円どころか5,000万円だとか、だったら、それなりの生活をしなくちゃなんないっていう部分で、もっとこう改めなくちゃならない、年金受給の金額もどんどん減ってくる。

減ってくるんだから、その部分をじゃあね、農業者年金を積んでおけば、プラスアルファでカバーできると、農業者にとっては非常にいい助かる部分、その辺もね、今のこの御時世のセールスポイントかなと思ってますんで、その辺も含めてまず推進活動よろしく願いいたします。

年頭からね、お願いなんですけど、ただもう長くなりますが、この前市議会に出たときに、狩野議員っていうのがおります。

狩野議員が、よく太陽光に関しては以前から質問を投げかけていた方で、私も一度答えたことあるんです。

その当時も、要はいわき市で言うと、小名浜の神白の崩落。

それと、内郷高野町の崩落。

これで市民が非常に良い影響を受けてると。

ということで、私もあまり気が付かなかったのですが、質問に答えるのが、以前は農林水産部長とかね、なんかだったんですが、今回生活環境部長が答えてるっていう部分が出てきたんで、なんで生活環境部が、あの答弁に出るのかなと思ったら、要は、環境保全と市民の安全を守るために、太陽光発電事業に伴う規制条例制定が必要となってるんじゃないかと、ということで、それに対しての答えで、太陽光施設導入する云々で、庁内には、庁内連絡調整会議っていうのがあって、これには農業委員会も入ってます。

これは次長が行っているというパターンらしいんですがって、農林水産部の中から、農地課、林務課、また関係部署の5、6部署かな。

この庁内連絡調整会議っていうのは、何か被害が起きたときに、じゃあどうしますかっていうときに情報が共有するだけで、設置以前の調整は図れていない。

これが問題じゃないですかってのが、狩野議員が言うことなんですよ。

ことが起きてからじゃなくて、起きる前に情報を共有すれば、災害を防げることも当然あるということで、その辺も疑問点を投げかけております。

生活環境部が許可した部署でもないのに、これを答えなくちゃな

草野会長

んないというね。

不義理な点を私は非常に疑問に思う。

許可したところは責任がないのかっていうと、農業委員の場合は、農地から雑種地に変わったりすると、我々の管轄から外れるっていう部分で、逃げていいものかというものを我々こういう立場で非常に感じる。

だったら、許可するときに、本当に真剣に見る。

これ危ないと思ったら、傾斜地だったら、設計変更させるとかね、現地調査のね、この重みってのがものすごくあるなと非常に感じました。

そんなことで、これはいわき市の場合は細かい相談がいっぱい入ってる現状なんで、非常に危険度が高い、許認可案件が多い。

林務課の場合は届出済んでしますということで、1ヘクタール以上になると県にあげるんですが、それ以外は届け出で済んでると、現地もあまり見ないで書類だけが通って、非常にそういう危険も高いってことなんでね。

こんなことも農業者年金の推進も必要ですが、現地調査の真剣度も問われている時代になったなと思っています。

これからも一つ、そういう気持ちでね、現地調査をお願いしたいと思います。

長くなりました。

本日は、時間がない中で大変申し訳ないんですが、本日の総会は、定例でございます、農地法に係る許可申請を御審議いただく。

ということになりますので、委員の皆様には、慎重審議をお願いして長くなりましたが、挨拶といたします。

本日は、よろしくお願い致します。

事務局
(草野係長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日は、通告欠席でございますが、議席番号11番、鈴木理委員でございます。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

議 長
(草野会長)

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第8回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号16番、平田敬一委員

17番、箱崎寿正委員

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

(議長と呼ぶ声有り)

18番
鈴木委員

議席番号18番、鈴木義直です。

この場で、一言発言させていただいてよろしいでしょうか。

議 長
(草野会長)

許可します。

18番
鈴木委員

お忙しい中、申し訳ありません。

年初で申し訳ありませんが、去年、父親が亡くなりまして、委員の皆様にも多数お越しいただき、御焼香並びに御香典をいただき、謹んで御礼申し上げます。

ありがとうございました。

これからも頑張りますので、引き続きよろしくお願い致します。

以上です。

議 長
(草野会長)

それでは、議事を進めます。

事務局より、会務報告をお願い致します。

事務局 (草野係長)	－議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	特にありません。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 3 ページを、お開き願います。 【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	本日の議案に入ります前に、資料の訂正がございます。 議案説明書 4 ページ、農地法第 3 条許可基準の申請地ですが、番号 2 番、勿来地区から平地区へ、同じく、番号 4 番、遠野地区から小名浜地区へ、同じく、番号 5 番から番号 7 番、遠野地区から勿来地区へ訂正となります。大変申し訳ありませんでした。 それでは、事務局より説明をさせていただきます。 議案説明書 2 ページをお開き願います。 地図につきましては、別紙現地調査位置図となりますので、併せてご覧下さい。 番号 1 番から 11 番につきましては、売買による所有権の移転であります。 また、番号 12 番から 15 番につきましては、贈与による所有権の移転であります。 今月の 3 条申請面積につきましては、田 16,551㎡、畑 9,826㎡となり、合計 26,377㎡となります。 議案書 4 ページ、5 ページをお開き願います。

事務局 (鈴木主査)	許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、6ページで御確認ください。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。
23番 木幡委員	議席番号23番、木幡仁一です。 番号1番から11番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (鈴木主査)	番号12番から15番につきましては、贈与による所有権の移転であることから、事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本和徳です。 2つお伺いします。 番号4番の案件、売買の案件と、5、6、7の売買の案件って、どのような形で売買になっているのか教えてください。
事務局 (鈴木主査)	まず、番号4番の案件ですが、譲渡人の方が高齢となったため、譲受人に宅地も含め農地を売買するということで、このような申請になりました。 続きまして、番号5番から7番についてですが、農地が一体になっている。 農地の所有者は3名いらっしゃるのですが、実際には1枚の大きな田んぼになっておりまして、その耕作の条件から、耕作するにあたり、3名から1名に売買するというので、申請が上がったものであります。

事務局 (鈴木主査)	事務局からは以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から説明がありましたが、よろしいですか。
20番 坂本委員	はい。 では、耕作することを目的に、両者とも購入ということでよろしいのですね。
事務局 (鈴木主査)	申請においてはですね、譲受人が耕作するということで伺っております。
20番 坂本委員	わかりました。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。
	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の4ページを、お開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書7ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、御説明致します。

事務局 (坂本主査)	配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号1番、申請土地は好間町、登記地目は畑、転用面積は927.44㎡です。 こちらは無指定区域内であり、農振農用区域でない農地となっております。 転用目的は、自己住宅用敷地です。 申請者は、両親が好間町に居住しており、農業を行っていましたが、高齢になり農業を継続することが困難となっております。 そこで、小名浜で暮らしている申請者が両親の様子を見ながら農業を手伝うことができるよう、実家近くの申請箇所を転用し居住したいとして申請のあったものです。 申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。 以上、1件、面積は、田0㎡、畑927.44㎡、合計927.44㎡です。説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。
8 番 佐川委員	議席番号8番、佐川良平です。 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

議 長 (草野会長)	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 5 ページを、お開き願います。 【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書 9 ページをお開き願います。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。 説明の前に資料の訂正をお願い致します。 議案説明書10ページをお開きください。 番号 1 番、都市計画法との関連について、第29条、第 1 項、第 2 号、の文言を追記願います。 同様に、番号 2 番の都市計画法との関連についても、第34条、第 1 号、の文言を追記願います。 以上、訂正のほどよろしくお願い致します。 大変申し訳ありませんでした。 それでは案件について説明致します。 議案説明書10ページ、現地調査位置図、及び許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧願います。 なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。 1 番、平、畑160㎡、自己駐車場敷地です。 2 番、平、畑471.79㎡、分家住宅敷地です。 3 番、鹿島町、田1,119㎡、太陽光発電設備です。 4 番、常磐、田1,633.1㎡、太陽光発電設備です。 5 番、小川町、畑1,047.97㎡、太陽光発電設備です。 6 番、田人町、畑774㎡、自己住宅敷地です。 7 番、久之浜町、田、及び畑919㎡、太陽光発電設備です。 8 番、大久町、田391㎡、工事作業ヤードのための一時転用です。 申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。 なお、番号 8 番について補足して説明させていただきます。 申請人は、申請農地を雑種地と思い込み、必要な手続きを経ずに付近で行われる令和元年度台風の被害に係る橋梁の復旧工事の作業ヤードとして使用したとのことで、第二期工事に入るにあたり、あらためて手続き等を確認したところ、農地転用の許可を受けていないことが判明し、相談があったものです。

事務局 (坂本主査)	申請人は当委員会の指導に従い、当該箇所の使用を停止し速やかに転用申請を提出したこと、また、顛末書を併せて提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該転用計画による周辺農地への影響等はないと判断されるものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の報告をお願い致します。
23番 木幡委員	議席番号23番、木幡仁一です。 先に事務局からも御説明ありましたが、番号8番の事案について申し上げます。 当案件は一時転用であることから、本来であれば事務局のみの確認ですが、説明の通り、必要な手続きを経ず、農業以外に使用されていることから、現地を確認したところ、既に工事作業ヤードとして使用されているものでございます。 当該案件は、申請者が申請農地を雑種地と思い、必要な手続きを行わずに施工してしまったとのことですが、当委員会の指導に従い、速やかに工事作業ヤードとしての使用を停止し、転用申請を提出したこと、また、当該案件について、顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該提案計画による周辺農地への影響等はないものと判断できることから、当該転用申請について許可とすることもやむを得ないと考えます。 それ以外の番号1番から番号7番については、現地を調査した結果、特段問題はございませんでした。 報告は以上でございます。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 関連して質問なのですが、この一時転用期間は、どのくらいかわかりますか。
事務局 (福田主査)	説明致します。 当該案件の一時転用期間は、今回の許可を受けてから、14か月となっております。 以上です。
議 長 (草野会長)	わかりました。 委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

	－意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 6 ページを、お開き願います。 【議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書12ページをお開き願います。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明致します。 議案説明書11ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書19ページを併せてご覧願います。 説明の前に資料の訂正が御座います。 議案説明書13ページの番号 1 番の案件について、変更内容が訂正となります。 変更後の施工期間について、令和 2 年12月28日から令和 4 年 3 月 31日となっておりますが、正しくは令和 2 年12月28日から令和 4 年 6 月30日となります。 以上、訂正のほどよろしく願います。 大変失礼しました。 番号 1 番、申請地は、常磐、登記地目は田、及び畑、転用面積は田3,599㎡、畑1,883㎡、計5,482㎡です。 当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、設置パネルの枚数、配置及び施工期間の変更です。 本案件は、申請時に使用予定であった太陽光パネルが廃番となり、使用するパネルを変更したことに伴い、設置パネルの枚数及びレイアウトに変更が生じ、また新型コロナウイルス感染症の影響により資材調達の遅延や作業員確保が困難となったことにより、当初令和

事務局
(福田主査)

2年12月28日から令和3年3月31日までとしていた施工期間を令和2年12月28日から令和4年6月30日までとする事業計画変更申請があったものです。

当該案件については、施工前の事業計画変更であること、また、事業計画変更後のレイアウトも妥当なものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。

番号2番、申請地は、久之浜町、登記地目は畑、転用面積は580㎡です。

当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、番号1番と同様の理由により設置パネルの枚数及び配置を変更し、施工期間を当初の令和2年11月26日から令和3年3月31日までとしていた施工期間を令和2年11月26日から令和4年3月31日までとする事業計画変更申請があったものです。

当該案件については、施工前の事業計画変更であること、また、事業計画変更後のレイアウトも妥当なものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。

番号3番、申請地は、久之浜町、転用目的は、災害防止工事のための進入路に係る一時転用です。

本申請は、一時転用期間の変更であり、現在の事業期間である令和元年8月26日から令和3年12月31日までを、令和元年8月26日から令和4年3月31日まで延長するものです。

当該案件の詳細について説明します。

申請人は、県の認可を受け山林から砂利を採取するにあたり、当該進入路を農地法による許可を得ずに使用しておりました。

しかし、県の認可範囲を超えて砂利の採取をしていたことが発覚し、認可が取り消され、山林の現状復旧をすることとなり、その際に農地法第5条第1項の一時転用許可を受けたものですが、当該復旧工事が延長されたことに伴い、一時転用許可の期間を延長するものです。

転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。

なお、当該案件については、通常は事務局のみで現地確認を行う事業計画変更にあたる案件ですが、砂利採取法による違反是正に係る事業期間の延長のための案件であることから、委員が調査を実施しております。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より議案第4号について説明がありました。
ここで、現地調査時の報告をお願い致します。

8 番 佐川委員	議選番号 8 番、佐川良平です。 番号 1 番、及び 3 番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (福田主査)	番号 2 番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 4 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 7 ページを、お開き願います。 【議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書 14 ページをお開き願います。 議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いについて、御説明いたします。 配付しております現地調査位置図をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 議案説明書 15 ページをお開き願います。

事務局 (福田主査)	番号 1 番、土地の所在は大久町、登記地目は田、転用面積は 1,240.34㎡です。 転用目的は、太陽光発電設備です。 本案件は、令和 3 年 1 月 26 日付けで許可された、農地法第 5 条の許可の取消しでございます。 取消理由について、工事計画が遅れ、許可申請時に予定していた令和 3 年 3 月までに工事が完了しなかったことに加え、配置する太陽光パネルの種類が許可申請時に予定していたものと変更となり、配置位置及び枚数に変更が生じることに伴い、転用面積も変更となることから、計画の見直しを行い、改めて許可申請を行うため、許可の取り消しを願い出るものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の報告をお願い致します。
事務局 (福田主査)	番号 1 番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用申出の取消について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】

事務局
(府川係長)

詳細は、担当者が説明致します。

事務局
(福田主査)

議案説明書16ページをお開き願います。

議案第6号、農地法第5条第1項の規定による公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用申出の取消について、御説明いたします。

配付しております現地調査位置図をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書17ページをお開き願います。

本案件は、令和2年10月26日付で承認した、夏井川の河川復旧工事により発生した廃土の処理に係る農地転用の申出について、残土の搬入を中止することとなったため取消の申出があったものです。

申出の詳細について番号1番から5番まで関連する内容ですので、一括でご説明いたします。

番号1番、申請地は鹿島町、地目は田及び畑、面積は2,225㎡です。

番号2番、申請地は鹿島町、地目は田、面積は1,619㎡です。

番号3番、申請地は鹿島町、地目は田、面積は170㎡です。

番号4番、申請地は鹿島町、地目は田及び畑、面積は3,078㎡です。

番号5番、申請地は鹿島町、地目は畑、面積は694㎡です。

取消となった理由につきましては、承認後に土砂の搬入を行ったものの、隣接地への土砂の流出や周辺への土砂の飛散が生じたことから、搬入した土砂を撤去し、原状回復を行い、今後残土の搬入を行わないこととしたことから、取消を申し出たものです。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より議案第6号について説明がありました。

ここで、現地調査時の報告をお願い致します。

6 番
藁谷委員

番号1番から5番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。

これについて、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 6 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用申出の取消については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 7 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 9 ページを、お開き願います。 【議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	それでは、説明させていただきます。 議案説明書の 19 ページをお開きください。 地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号 1 番、申請地は内郷、登記地目は田、現況は原野、面積は 1, 375 m²です。 本地は、平成元年頃より周囲の山林化から、日照不足、通風等の分断などで耕作することが困難となり、その後原野化が進み現在に至ったものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より議案第 7 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の報告をお願い致します。
23 番 木幡委員	議席番号 23 番、木幡仁一です。 現況確認証明願いの申請から、それに基づき現地確認し、申請書に記載があるとおおり、現在原野となっていることを確認致しましたので報告致します。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、申請のとおりと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－

議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 7 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 7 号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 8 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の10ページを、お開き願います。 【議案第 8 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の20ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について御説明いたします。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画第19号から21号の内容について御説明いたします。 第19号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借りて転貸するものでございます。 実施地区は平、勿来、借り手 3 名、貸し手 3 名です。 対象筆数は、田 5 筆、畑 1 筆、面積は田3,832㎡、畑41㎡となっております。 第20号は、貸借期間満了に伴い、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、再度農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。 実施地区は三和、借り手 1 名、貸し手 2 名。 対象筆数は、田10筆、畑 2 筆。 面積は田16,628㎡、畑1,572㎡となっております。 1万6628平方メートル、畑1572平方メートルとなっております。 第21号は、新たに利用権賃貸借を設定する事案でございます。 実施地区は平、借り手 1 名、貸し手 1 名。 対象筆数は、田 6 筆、面積は田5,628㎡となっております。 なお、議案説明書27ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。 以上、第19号から21号の計画内容は、経営面積、従事日数など、

事務局 (西山主任)	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第8号について説明がありました。 委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第8号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第9号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の11ページを、お開き願います。 【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書28ページをお開き願います。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見の決定について御説明させていただきます。 次のページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画案について意見を求められたため、お諮りするものです。 番号1番、借り手、住所は山田町、貸し手、住所氏名は、福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社理事長佐藤清丸。 土地の所在は山田町、現況地目は田、面積は田6,597.82㎡。 番号2番、借り手、住所は山田町、貸し手、住所氏名は、福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社理事長佐藤清丸。 土地の所在は山田町、現況地目は田、面積は田2,344㎡です。 詳細につきましては記載の通りです。 なお、農業農地利用配分計画案は、既存の中間管理事業の借り手

事務局 (西山主任)	の変更に伴い作成されたものです。 また借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定しております。 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項、及び福島県農業振興公社、農地中間管理事業の実施に関する規程第13条の通り、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第9号について説明がありました。 委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第9号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 ここで、報告事項に入る前に、休憩と致します。 只今、11時10分ですので、10分間休憩とし、11時20分から議事を再開致します。 （10分間休憩）
議 長 (草野会長)	それでは、議事を再開します。 報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書12ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書30ページをお開き願います。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。 12月は44件の届出がありました。

事務局
(府川係長)

合計面積は、田140,213.71㎡、畑56,255.26㎡、合計196,468.97㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書13ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書40ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

12月は3件の届出がありました。

合計面積は、田1,064㎡、畑942㎡、合計2,006㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書14ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書42ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

12月は12件の届出がありました。

合計面積は、田5,159㎡、畑2,629㎡、合計7,788㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議案書15ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書46ページをお開き願います。

12月は22件の合意解約がありました。

合計面積は、田53,293㎡、畑2,744㎡、合計56,037㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので、報告させていただきます。

次の報告第5号については、草野係長から説明致します。

事務局
(草野係長)

議案書16ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書51ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。

12月は1件、相続税の納税猶予についての案件でありました。

合計面積は、田0㎡、畑2,016㎡、合計2,016㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議事の報告と致しましては、以上になります。

議 長 (草野会長)	以上、報告事項ですので、御承知置き願います。 次に、協議事項に移りますが、農地法第51条第1項に関する事項について、事務局の説明を求めます。
事務局 (坂本主査)	それでは、説明致します。 お手元の資料1、農地法第51条第1項目に関する事案について、をご覧ください。 まず、項目の1つ目、要旨についてですが、 令和3年9月15日に開催されました、いわき市農業委員会第4回総会において、農振区域内の農地に必要な手続きを経ずに工作物が整備された事案について、農地法第51条第1項に該当する事案として議決をしましたが、それ以降の経過及び今後の対応の流れについて御説明するものです。 農地の情報については、お手元の資料をご覧ください。 項目の2つ目、第4回総会以降の経過について御説明いたします。 9月15日に開催されました、第4回総会において、当該事案は農地法第51条第1項に該当する事案として議決をしました。 その内容は、当該事案は、農地法第3条許可を受けて取得した農地の一部を、農地法上必要な手続きを経ずに無断で農地以外の形状に変更しているとして、農地法第51条第1項第1号に規定される、農地法第4条第1項の規定に違反した者、に該当するといったものであります。 具体的な違反内容として、農業用倉庫周辺のレンガ敷設、農業用倉庫の出入口東側の一部に化粧石敷設、筆東側及び北側の市道接道部にコンクリートのスロープ設置、農業用倉庫東側への擁壁設置、農業用倉庫南側のコンクリート通路設置、となります。 9月16日に関係部署との情報共有を行いました。 違反箇所は農振農用区域であり、農業振興地域の整備に関する法律、にも抵触していることから、県農林事務所、市農林水産部農政流通課、及び農業委員会で連携して対応していく必要があるためでございます。 10月1日には当該事案については是正を行うよう土地所有者に対し指導文書を発出いたしました。 違反状態の是正期限を発出日から3か月後の、令和3年12月31日までとし、月ごとの進捗報告を求めることとし、提出が無ければ1か月ごとに指導文書発出することとしました。 10月14日、当該指導文書を受け、土地所有者の家族が、農業委員会事務局へ来訪、農地法違反に係る事情聴取のほか、市農林水産部農政流通課職員が同席し、農業振興地域の整備に関する法律に係る

事務局
(坂本主査)

事情聴取も併せて行いました。

聴取した内容については、次のとおりです。

当該該事案については、土地所有者は関わっておらず、計画、施工については全て家族が行ったものであること。

舗装や擁壁を設置した理由については、雨が降るたびに、農地の土が北側の市道側溝へ流出するため、それを防ぐためであること。

事務局から、施工した業者名を尋ねたところ、当該業者に迷惑がかかるため回答はありませんでした。

以前、外周の擁壁を設置する際には農業委員会から許可を得たうえで行っているが、今回の事案において手続きを行わなかった理由は、以前は行政書士と相談していたが、今回は大事になると思わなかった為、後で届出しようと考えていた。

以上を聴取いたしました。

また、聴取後、原状回復を行うよう改めて口頭指導しました。

11月2日、是正の進捗報告期限である11月1日までに報告が無かったため、2度目の指導文書を発出しました。

11月12日、定例現地調査において、違反箇所の現地確認を箱崎委員、鈴木義直委員、中根委員、坂本委員、及び事務局で行いましたが、外周擁壁の塗装工事が行われており、違反箇所の是正に係る工事が行われている様子はありませんでした。

12月2日、是正の進捗報告期限である12月1日までに報告が無かったため、3度目の指導文書を発出しました。

12月9日、定例現地調査において、違反箇所の現地確認を遠藤委員、新妻委員、大竹委員、蛭田委員、及び事務局で行いましたが、違反状態の是正に係る工事が行われている様子はありませんでした。

12月15日、県農林事務所、及び市農林水産部農政流通課と、今後の対応について情報共有を行いました。

令和4年1月4日、県いわき農林事務所、市農林水産部農政流通課、及び農業委員会事務局により、違反箇所の現地確認を行いました。が、是正に係る工事が行われた様子はありませんでした。

また、この日が指導文書に係る是正報告の期限でしたが、報告の提出はありませんでした。

1月14日、文書指導により是正がなされなかったことから、勧告文を発出しました。

指導と同様に是正期限を3か月後の4月13日までとしました。

なお、同日付で、県いわき農林事務所から、農業振興地域の整備に関する法律に係る勧告文が発出されております。

以上がこれまでの経過となります。

事務局
(坂本主査)

続いて、項目の3つ目、今後の事務手続きについて御説明いたします。

先ほどの御説明のとおり、是正に係る勧告を行っておりますが、これを以てしても、違反状態の是正がなされない場合、農地法第51条第1項の規定に基づき、命令を発することとなります。

この命令については、行政手続法に規定される不利益処分に該当するため、事前に同法に基づく弁明の機会を与える必要があり、弁明のうえで命令の発出について判断することとなります。

命令の発出に当たっては、農業委員会の総意として、総会で議決を行うことが適当と考えられるため、命令の発出時期については、是正勧告期限である令和4年4月13日以降の、4月又は5月の総会以降と想定されます。

また、命令によっても違反状態の是正がなされない場合、農地法違反として警察への告発を検討していただきたいと考えております。

なお、引き続き県いわき農林事務所及び市農林水産部農政流通課と連携し、適切に対応を行ってまいります。

農地法第51条第1項に該当する事案の対応について、説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、農地法第51条第2項に関する事案について説明がありました。

このことについて、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

委員の皆様には、多分ですけど定例の現地調査で、何度も確認をしているので、ほぼ全ての委員が、この事案については確認がされていると思います。

県、市の行政機関と協議をしている中で、指導にも従わないで違法な建造物を作っているというんですか。

こういう結果なんでね、関係部署で連携しながら協議をしているという結果でございます。

委員の方も地元等の委員の方は、極力事案の変化ですね。

また、現場がどのように動いているか、密に連絡をいただいて、というのにも必要かと思います。

こういう事案っていうのは、農業振興地域の整備に関する法律にかかるといって非常に問題なわけで、許認可に対する我々の意識もしっかり持たなくちゃなんない。

ただ、農地法に違反しているから駄目だけではなくて、農業振興地域の整備に関する法律にも関わるような非常に、過去にもいろ

議 長 (草野会長)	いろ例がありますんで。 その辺、今の所、農地パトロールでは地元の推進委員の方も見ていますが、農業委員としてみた経緯について御意見があれば伺いたいと思うんですが、ございませんか。 無ければですね、今、事務局で報告した進捗状況ですので、今後は状況を見ながら、県と市の農政流通課等ですね情報共有しながら、この件については対応していきたいと思っております。 ただ、委員の皆さんもね、この件については非常に重要な問題ですんで、農地法その他いろいろ勉強されてはきておりますが、これ避けて通れない問題ですので、またこういったものをそのまま見逃すというのは絶対できませんのでね。 その辺も踏まえて、状況を観察その他お願いしたいと思います。 今後の経過は、事務局の方からまたその都度お知らせを致したいと思います。 (佐川委員挙手)
8 番 佐川委員	議席番号8番、佐川良平です。 今の件ですね、最後に、今後の対応について警察への告発を行うというようなことを書いてありますけど、これ具体的にはどういう対応をされるのか、お聞きしたいです。
事務局 (坂本主査)	今後の対応について、告発については、警察の方に相談しに行つて、どういうふうな対応するのか協議を進めたいと考えております。 今の段階では、まだ具体的な内容については、お答えすることは難しいです。
8 番 佐川委員	現時点での計画的にはそういう意見ですが、その際に、警察に告発っていう形であることなので伺いたいのですが、これについての事例なんか過去にあるかっていうことです。
事務局 (坂本主査)	私の知る限りでは、今手元の情報で把握はしておりませんでしたので、後日、確認の上でお知らせ致します。
8 番 佐川委員	はい、わかりました。
議 長 (草野会長)	その他、御意見はございますか。

	－意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	無ければ、各委員、この案件については、慎重に慎重を重ね、今後進めて参りたいと思っております。 次に、その他に移ります。 まず、事務局から何かありますか。
事務局 (吉田主査)	事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。 【資料２－１】農業者年金加入推進後期活動について ⇒説明した。 【資料２－２】農業者年金加入状況・受給状況内訳 ⇒説明した。
事務局 (小川係長)	【資料３】第２回いわき市農地利用最適化推進委員各地区審議会の開催中止について（通知） ⇒周知した。
事務局 (金成主査)	【資料４－１】農業委員会業務見直し（案）に係る意見（集計） ⇒説明した。 【資料４－２】「農業委員会の業務見直し（案）」に係る意見 ⇒説明した。 ○令和４年農作業労働賃金標準額 ⇒配付した。
議 長 (草野会長)	只今の事務局の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	他に、委員の皆様から、何かありますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第８回総会を閉会致します。